

宗務所便り

2018年1月1日発信 No. 68

愛知西教区宗務所長 山田英隆 九拝

初春を寿ぎ新年のお慶びを申し上げます。

昨年とは格別なるご法愛を賜り有り難うございました。本年も倍旧なるご指導ご鞭撻いただきますように宜しくお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。

頓首敬白

12月の報告

5日	僧侶育成審議会	於、本山
6日	「人権週間」記念集会 (伏見ライフプラザ 5階)	於、鯉城ホール
8日	成道会	
11日	開山忌宿忌 (高齢者僧侶招待)	於、本山
12日	開山忌	於、本山
14日	名古屋禅センター坐禅会	於、白林寺
19日	僧風刷新会議・専門部会合同会議	於、本山
22日	宗務本所、宗務所、宗務支所 御用納め (1月9日御用始め)	
24日	瑞泉寺月授戒会 (乾徳寺・木下紹真師)	於、瑞泉寺
26日	第14部 台番1774 大仙寺先寺庭 後藤 正様 逝去 78歳	
29日	大仙寺先寺庭 後藤 正様 葬儀	於、大仙寺
29日	第10部 台番1667 徳林寺先住職 小坂實穂師 遷化 87歳	
31日	徳林寺先住職 小坂實穂師 密葬式	於、徳林寺

1月の予定

9日	宗務本所、宗務所、宗務支所御用始め	於、本山・宗務所・他
10日	臨済忌	
12日	愛知県部落解放同盟 荊冠旗開き	於、西区役所ホール
16日	教学審議会	於、本山
17日	花園会本部運営委員会	於、本山
17日～18日	第2回全国花園会会長会	於、本山
18日	無相教会師範会	於、本山
19日	第2回微笑会理事会	於、本山
19日～22日	瑞泉寺本派安居会	於、瑞泉寺
22日	無住寺院対策委員会	於、本山
23日	教区役員会	於、林貞寺
23日	財政委員会	於、本山
24日	月授戒 (西住院 鎌田博道師)	於、瑞泉寺
25日	宗制審議会	於、本山
26日	無相教会代表委員会	於、本山
26日	瑞泉寺開山忌	於、瑞泉寺
29日	教区寺院セミナー準備会	於、林貞寺
29日	花園会館運営委員会	於、本山
30日	人権擁護推進委員会	於、本山
31日	愛知西教区寺院セミナー	於、名古屋都市センター

< 報告 >

◎教区寺院セミナー現地研修会報告

長光寺 奥村文人

私にとって現地研修は、単に頭で理解する学習とは異なり、六感で得た情報が身体にまで浸透し、自己の財産となる。毎度この感覚である。今回の研修を一言でいえば、「すごい研修、素晴らしい研修。」であった。

若い参加者もあり、麗しき好天にも恵まれた。恵林寺、向嶽寺の方々のもてなしは厚く、何より、両老大師から賜った御垂訓は、誠に有難く、今なお薫香漂う心地がしている。

私の出身僧堂は瑞巖寺なので、恵林寺の快川国師が、伊達政宗を教育した虎哉宗乙禅師の師にあたることは、前から知っていた。有名な火定の句「心頭滅却すれば・・・」この句にインパクトを憶えたのは学生時分であり、恵林寺参拝は、その頃からの夢であった。

当然、私は老大師の御説明に聞き入った。焼かれる山門の上には、かくまった百人をこえる老若男女も国師と一緒にあった。壮絶なる阿鼻叫喚、この句は紛れもない引導法語であったと。元々、どこか不思議な句だとモヤモヤしていたので、老大師みずから諭して頂いたことで、すっきり納得ができた。

そして、向嶽寺を拝塔。ここから研修本番であった。管長猊下の御垂訓はまさに老婆親切をきわめ、勿体無い程であった。「自心これ何ものぞ。」を徹底的に追求した抜隊禅師のように「生死の根源を断ち切ることが大事かつ先決だ。」と重ね重ね御教示頂いた。

向嶽寺の禅堂には扁額がかかっていない。「正しい眼を開く者が出るまで、額を掲げない。」管長様の御意志を案内の和尚様にお聞きした。途端に私は、僧堂時代のフレッシュな感覚に舞い戻された。わかっていながら、なぜ今日までずるずると、ろくに修行もせずに来てしまったのか。

山門を後にし、前方を見ると富士の山。寺名の由来は富士と相向かうところから。向嶽寺を背に思った。後ろ（過去）にある伝燈の堆積は、はるかに富士を越えるのだろうか。

「恥ずかしさ」と「励まし」が今回の研修の財産である。寺院セミナーのテーマ「脚下照顧」の大切さを今一度思い知る、有難い限りの現地研修であった。

◎2017年「人権週間」記念集会報告

教区人権員・奥村文人

文人

12月6日中区栄にある伏見ライフプラザ（12階は平成26年5月3日の憲法記念日にオープンした、なごや人権啓発センター・ソレイユプラザなごやがある）5階の名古屋市鯉城ホールにて、神奈川大教授、金子匡良氏より「日本国憲法と人権」についての講演をお聞きした。興味が無ければ、とっつきにくいテーマを流石、授業さながら、分かりやすい内容で有難かった。

「憲法」とは国家権力を制御するために「立憲主義」にもとづいて定められた法である。「立憲主義」とは国家権力者が権力を濫用しないように、憲法によって、国家権力の行使に制限をかけること。ゆえに、憲法は権力者ではなく国民がつくらなければならない。憲法に書いておくべき内容は、「人権の保障」と「権力分立」と「民主主義」である。ときとして、人権と民主主義は対立することがある。人権は個人を、民主主義は多数意見を尊重するからだ。その場合、民主主義といえども、憲法の根本規定に基づき、人権を優先しなければならない。憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。」は最も大事であるという。憲法は民主主義を定めるとともに、民主主義の暴走から個人の人権を保護するためのものでもある。ここまで前半のお話。

後半、「立憲主義」が正統に行使されるために、何が大切かを聞く。紙に書かれた文字に過ぎない憲法は国家権力者を支配する力を持っていない。そこで権力者側（憲法に支配されようとする）、国民の側（憲法に支配されようとしない権力者を排除しようとする）双方の意思と行動が求められる。この条件を欠けば、憲法は機能せず、人権の尊重も脅かされることになる。

例えば、先の13条文中の「個人」の部分、ただの「人」に変えようとする自民党案は、生物として、また世間一般の「人」としては尊重するが、一人の人間として尊重されるべき人権を持つ「個人」としては尊重しかねる。と解釈できてしまう。

では、立憲主義の危機に際して、問われるのは為政者の意思だけでいいのか。私たち自身が、立憲主義を意識してきたか？憲法を語り、憲法を活かしてきたか？私たちの中に憲法を根づかせない限り、立憲主義は実現しない。市民の憲法実践が立憲主義を救う。との結論を伺った

「憲法」あまり触れずにいることは「人権」をもおろそかにしていると言える。憲法には個人を尊重する大切な目的があると分かった。最大の人権侵害である戦争は、個人の尊重など、根こそぎ吹っ飛ばし、無くしてしまうだろう。各人が意思と行動に注意せねば、一人の人間が尊重される世の中を、ついに失うことになる。「自戒あるべし。」

人権週間にふさわしい、大変有意義な講演であった。

< お願い お知らせ >

◎第3回教区寺院セミナーの御案内

下記の内容にて、平成29年度「第3回教区寺院セミナー」を開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

年間テーマ「脚下照顧4」

開催日 平成30年1月31日(水) 午後1時30分より開始

場所 名古屋都市センター 会議室

講師 長野県上田市・長昌寺住職 田口誠道師

内容 「終活から現代社会を学ぶ」

★別紙にて案内状を発送いたしました。

◎白隠禅師遠諱写経推進の依頼

花園会本部より「白隠禅師遠諱写経推進の依頼」がありました。9月末現在で愛知西教区納経希望枚数(9500枚)の1/3(3220枚)が納経されました。部によっては100%以上の納経済の部も有れば、まったく納経の無い部もございます。より一層の納経推進をお願いします。

既に各寺院で保管されている納経は速やかに花園会本部へ送付して下さい。送付方法に関しての問い合わせは花園会本部・納経担当者にお尋ね下さい。

◎僧堂掛塔予定者学習会開催のお知らせ

教学部

期間 平成30年3月7日(水)～9日(金)

対象 専門道場へ掛塔予定の学徒

申し込み 規程の用紙を教学部より取り寄せて、直接送付下さい。

申込期限 平成30年1月10日(水)～2月9日(金) 必着

費用 2万円

★詳細は宗務本所・教学部へ問い合わせ下さい。

<<平成29年度予定>>

平成30年

1月31日(水) 第3回教区寺院セミナー

於、名古屋都市センター

<<平成30年度予定>>

4月27日(金) 教区花園会部会長会、宗務所長会

於、名古屋都市センター

1